

令和元年度第1回浜松市中央卸売市場青果部・水産物部合同市場取引委員会  
会議録

- 1 開催日時 令和元年8月29日(木) 10時30分～11時35分
- 2 開催場所 浜松市中央卸売市場管理棟3階中会議室
- 3 出席状況  
青果部出席委員 (8人) 松井英司、池田規、伊藤嗣男、清水昌孝、  
山本寿範、村上百里、坪井洋一郎、犬塚幹夫  
欠席委員 (2人) 山下茂春、鈴木周司  
  
水産物部出席委員 (10人) 川村雅美、荒熊豊、宮地一郎、栗原義隆、  
櫻井秀己、鈴木行弘、春日大史、鈴木伸一、  
秋元隆、長谷川晴久  
欠席委員 (0人)  
  
事務局 (7人) 産業部農林水産担当部長：山下文彦、  
産業部農業水産課長：北嶋秀明、  
産業部農業水産課長補佐：前野隆典、  
市場長：名倉勝、市場長補佐：中村直行、  
業務グループ長：高柳光男、業務グループ：古橋育三
- 4 傍聴者 (1人)
- 5 審議事項  
(1) 役員改選について  
(2) 浜松市中央卸売市場業務条例の改正について  
(3) その他
- 6 会議録作成者 高柳光男
- 7 記録の方法 発言者の要点記録(録音の有無：有)
- 8 会議記録

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 開会</li><li>2 あいさつ：産業部農林水産担当部長(事務局)</li><li>3 審議事項<br/>(1) 役員改選について<br/>説明：業務グループ長<br/>○事務局から取引委員会に関する条例等の説明をする。<ul style="list-style-type: none"><li>・青果部は、松井英司委員より山下茂春委員を委員長に推薦するとの意見があり、承認された。</li><li>・水産物部は、川村雅美委員より宮地一郎委員を委員長に推薦するとの意見があり、承認された。</li></ul></li></ol> |
|---|

浜松市中央卸売市場青果部市場取引委員会名簿 (令和元年5月1日～令和4年4月30日)

番号		所属	団体名	役職名	氏名	所在地	電話	備考
1	委員	卸売業者	浜松青果株式会社	代表取締役社長	松井 英司	浜松市新貝町239-1	427-7000	再任(前委員長)
2	委員			代表取締役副社長	鈴木 周司	同上		再任
3	委員		株式会社 浜 中	代表取締役会長	池田 規	同上	427-7050	再任
4	委員			代表取締役社長	山下 茂春	同上		新規
5	委員	仲卸組合	浜松市中央卸売市場 青果仲卸協同組合	理事長	伊藤 嗣男	同上	427-7170	再任
6	委員			副理事長	清水 昌孝	同上		再任
7	委員	売買参加者	浜松市中央卸売市場 青果物商業協同組合	理事長	山本 寿範	同上	427-7153	新規
8	委員			副理事長	村上 百里	同上		再任
9	委員		浜松果物商業協同組合	副理事長	坪井 洋一郎	同上	427-7590	再任
10	委員	関連事業者	浜松市中央卸売市場 関連事業協同組合	副理事長	犬塚 幹夫	同上	427-7501	再任

浜松市中央卸売市場水産物部市場取引委員会名簿 (令和元年5月28日～令和4年4月30日)

番号		所属	団体名	役職名	氏名	所在地	電話	備考
1	委員	卸売業者	浜松魚類 株式会社	代表取締役社長	川村 雅美	浜松市新貝町239-1	427-7301	新規
2	委員			専務取締役	荒熊 豊	同上		新規
3	委員		株式会社 浜松魚市	代表取締役社長	宮地 一郎	同上	427-7201	再任
4	委員			常務取締役	桑原 義隆	同上		再任
5	委員	仲卸組合	浜松市中央卸売市場 水産仲卸協同組合	理事長	櫻井 秀己	同上	427-7381	再任
6	委員			副理事長	鈴木 行弘	同上		新規
7	委員	売買参加者	浜松市中央卸売市場 水産物商業協同組合	理事長	春日 大史	同上	427-7391	再任
8	委員			副理事長	鈴木 伸一	同上		再任
9	委員		浜松市中央卸売市場 水産物精算株式会社	代表取締役社長	秋 元 隆	同上	427-7491	再任
10	委員	関連事業者	浜松市中央卸売市場 関連事業協同組合	副理事長	長谷川 晴久	同上	427-7501	再任

議事進行：水産物部委員長（※青果部委員長は欠席）

(2) 浜松市中央卸売市場業務条例の改正について

説明：業務グループ長

○卸売市場法改正に伴う業務条例改正案について説明。（現行条例第1条から第86条の内容について）

- ・卸売業者の許可、名称等変更及び許可の取消し等を新たに規定。
- ・せり人の登録制を届出制とし、試験制度及び更新制度（3年又は5年）を廃止、法令等の研修制度とする。
- ・市場における売買取引の方法は、せり売又は入札の方法若しくは相対取引とし、第1号から第3号の詳細な取扱物品規定を廃止。
- ・第三者販売の原則禁止、商物一致の原則、仲卸の直荷引の原則禁止及び卸売業者の卸売の相手方としての買受け禁止規制を廃止。ただし、こうした取引を行った場合は、月ごとに開設者への報告義務を新たに規定。
- ・卸売業者による売買取引の条件の公表義務の追加規定。
- ・卸売業者による卸売予定数量、その日の卸売数量、価格（高値、中値、安値）に加え、月ごとの委託手数料受領額、各種奨励金等の交付額についての公表を追加規定。
- ・施設使用指定、市場使用料の規定については、現行条例のとおり。
- ・中央卸売市場開設運営協議会の設置規定については、維持。
- ・中央卸売市場青果部及び水産物部市場取引委員会の設置規定は、廃止。
- ・スケジュールとして、条例案を市議会に令和元年11月定例会に上程するため、市法務部局と連携し対応していく。

質疑・意見

【青果部及び水産物部取引委員】

- ・青果部、水産部で異なる部分があるものの、概ねこの方向でよい。
- ・来年の改正以降、5年の間に、市場施設も含め、今後も検討していく必要がある。
- ・仲卸業者も卸売業者に対して、もっと意見を出してこの市場を支えていかなければならない。市場内部での競争ではなく、市場外流通に対し、浜松市中央卸売市場一丸とならなければいけない。

【議長】

- ・水産と青果は違うと思う。今後の5年間で市場使用料の問題、市場施設等の方向性など市の方針も踏まえ取り組んでいきたい。

【農林担当部長】

- ・市は、来年6月の改正業務条例の施行に伴い市場関係の皆さんと条例案について議論し、その意見を反映してきたと考えている。国（農林水産省）の改正卸売市場法の趣旨である規制緩和の方向で進める中、今後も市場使用料については、市

場の皆さんとともに、健全な市場運営を維持するための方法等を考えていきたい。

**【審議結果】**

- ・業務条例改正内容について了承された。

**(3) その他**

説明：業務グループ長

○今年10月からの消費税改正に伴う条例改正を説明する。

- ・委託手数料、出荷奨励金、完納奨励金等、手数料に係るものは、10%の適用となり、計算方法は、税抜金額×適用率×消費税率となる。
- ・軽減税率の適用のないものは10%となる。
- ・施設使用料も消費税改正により改正となる。

質疑・意見

- ・特になし

4 閉会

9 会議録署名人      なし